

埼玉県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年3月21日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社臼田

桶川市西二丁目10番15号

臼田 和弘

2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称

ファインモータースクール西大宮

3 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地

さいたま市西区大字高木1635番地

4 運転免許取得者等教育の課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程

5 運転免許取得者等教育の課程の名称

高齢者講習同等課程

6 認定を行った年月日

令和6年11月19日